

学生生活における注意事項

1. 安全な暮らし

最近では「振り込め詐欺」「ピッキング」「ストーカー」などの犯罪が日常的に起きています。こうした犯罪は自分には関係ないと思っていても、いつ被害にあうかわからないほど多様化したかたちで発生しています。このようなときは、個人個人がいま社会で何が起きているかを十分認識し、自分ならどのように対処するかを考えておくことが大切です。



警視庁ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

「安全な暮らし」コーナーで被害を未然に防ぐための様々な対策法や相談窓口を案内しています。

《警視庁の相談ホットライン》<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/soudan/sougou/sougou.html>

警視庁には、様々な相談窓口があります。警察といえば110番ですが、110番は事件、事故が発生した場合の緊急通報用です。困りごとなどで警察に相談したい時は各種相談ホットラインへ連絡してください。（平日8：30～17：15）

○警視庁総合相談センター（相談窓口のご案内） #9110又は03-3501-0110

(1) 詐欺・悪質商法

詐欺や悪質商法に関する消費生活相談の総件数は、年間約90万件にのぼります。

被害にあっても相談しない場合も多いと考えられ、実際の被害件数はさらに多いと見込まれます。詐欺や悪質商法は、手を変え品を変え、次から次へと新たな手口でだまそうとしてきます。被害に遭わないためには、『1人で判断しない』『世の中にうまい話はない、怪しい話には手をださない』ことが大切です。

●架空請求詐欺

「有料サイトの利用料金が未納」「裁判になる」などというメール等を送りつけて、支払を要求する手口です。内訳など明確な記載がない場合や、「身辺調査の開始、学校・会社への訪問」など不安をあおるもの、レターパックや宅配便で送金を求める業者は怪しいといえます。対策としては、はっきりしない請求には応じない、相手に連絡しないことが大切です。

●こんな儲け話に注意！

携帯電話契約の名義貸し／悪質な有料メール交換サイト／インターネットを利用した手軽な副業／「絶対に儲かる」などとうたう情報商材／保証人紹介ビジネスの悪用／クレジットカードのショッピング枠の現金化

●クーリングオフ制度

巧みなセールストークによって商品を買ったり、業者に強引に契約をさせられたりした場合など、頭を冷やして良く考え直す期間を消費者に与え、一定の期間内（8日間や20日間）であれば消費者が業者との間で締結した契約を無条件で解除できるという制度。

(注) すべての契約がクーリングオフできるわけではありません。

不審に思ったり被害を受けたら、ひとりで悩まず相談してください。

国民生活センターホームページ <http://www.kokusen.go.jp/>

消費者庁ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

・消費者ホットライン 電話番号 188 番

日本司法支援センターホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

・法テラスコールセンター 電話番号 0570-078-374

(2) カルト宗教団体等

大学の内外で「サークル」を装って、学生（特に、新入生や下宿生）を勧誘するカルト宗教団体があります。これらの団体の中には、最初は「宗教」、「教会」等の内容を明かさずに、フレンドリーに音楽やスポーツ、ボランティア等の「サークル活動」に勧誘し、機会を見て、事務所（教会）に連れて行き、知らず知らずのうちに、マインド・コントロールを行うものがあります。そうした団体に入会してしまいますと、皆さんの貴重な時間が奪われるばかりか、精神的・肉体的・経済的にも大きな負担となり、学生時代の貴重な時間が台無しになってしまいます。

これらの団体は、学生を対象に、巧妙な手口で声をかけてきますので、勧誘をきっぱりと断る強い意志を持ってください。

なお、おかしいと疑問を持たれたとき、不審な団体と感じたとき、あるいは勧誘活動を受けた場合は、学生課課外支援係（050-5525-2068）に連絡してください。

2. 守りましょう！『キャンパス内は禁煙です』

<http://www.geidai.ac.jp/life/jyudokitsu>

さきに健康増進法（平成14年法律第103号）が制定され、同法第25条に受動喫煙防止に係る努力義務が規定されました。これに伴い、本学では、平成16年1月1日からキャンパス内は禁煙（指定された喫煙場所を除く）となっていますので遵守してください。

学内の各キャンパスはもちろん、美術学部附属古美術研究施設、音楽学部附属音楽高等学校、那須高原研修施設、国際交流会館、藝心寮等についても、指定された喫煙場所以外は、建物の内外を問わず禁煙としています。

○キャンパス内は、建物の内外を問わず、禁煙とする。

ただし、あらかじめ指定された喫煙場所については、この限りではない。

○個人が主として使用している研究室、宿泊室についても禁煙とするが、防火管理上禁煙となっている場所を除き、他人に対し「受動喫煙」のおそれがない場合に限って、喫煙を妨げない。

3. もし、あなたが加害者となってしまったら？

学業生活、日常生活には、不本意ながらあなたが交通事故やトラブル等により加害者となってしまいうケースや、自ら犯罪や不正行為を起こしてしまうこともあります。

こうした場合は、まず「被害者の救済」が急務とされますが、特に重傷を負わせたり、不幸にも死に至るような重大事故、事件につながる場合は、被害者の家族等へ誠実に対応する事が重要です。

また、大学も「教育指導上の責任」として、例えばあなたが休暇中（国内、海外問わず）であったり、学業と無関係であったとしても、状況確認や被害者への対応など、迅速な対応をとらなくてはなりません。

以下、あなたが加害者となってしまった場合、個人としての社会的な責任を負うこと以外に、大学との連携も必要となりますので念頭に置いてください。

1. 事件、事故（いかなるケースでも）を起こした場合、ただちに指導教員、所属研究室、学部教務係、学生課等に報告してください。
2. 事件、事故の内容によっては、大学として被害者側への対応を行います。
3. 懲戒

学生が加害者となった場合、一般の社会人と同様、法的な処分の対象となることは言うまでもありませんが、大学では、それとは別に教育的見地から、学則及び学生懲戒規則に照らして訓告、停学、退学の懲戒処分を行うことがあります。

4. 学生アルバイトのトラブルについて

最近、アルバイト、ボランティア活動等において本学の学生がトラブルに巻き込まれる事件が発生していますので注意してください。

例えば、イベント関係のアルバイトを通じて企画・運営・資金管理を任せられ、チケット販売などの収益が十分にあげられない結果、学生ローンなどの負債を抱え込む。あるいは、清掃活動などのボランティア活動と思っていたのが、いつの間にかカルト系教団への加入を強制的に勧められることになり抜けられなくなる。などの事例があります。

いずれも、あたかも社会的に認められたような肩書（名刺）を与え、将来性のある仕事であるかのように思い込ませる。責任のある立場を任せると言って虚栄心をくすぐり、負担を押しつける。日常的なサークル活動のように装い、十分に仲間意識を醸成しておいてから、突然、研修会などの形で外部との接触が取りにくい状況に引きずり込む。などの巧妙な手口で接触してきます。

学生の皆さんは、以下の点に留意し、思わぬ被害に遭わないように十分に注意してください。

1. イエス・ノーをはっきり伝える。
2. 相手のいう事をよく考え、安請け合いない。
3. 活動自体がどのようなものであるか、よく検討する。
4. 依頼者の負担と自分の負担が見合ったものであるかどうか、よく検討する。
5. 有名企業などの名前が出てきても安心しない。
6. 金銭に関しては特に気をつける。
7. 先をよく考えて行動する。
8. おかしいと思ったらすぐに教員または学生相談室等に相談する。

不用意にトラブルに巻き込まれ対応が遅れると、精神的にもダメージが大きく、自分自身だけではなく、周りの友人や保護者の方にも大きな迷惑がかかります。

学外活動は、キャリア形成において重要なことですが、危険と隣り合わせであることも十分に認識した上で、慎重に行動してください。

5. 学内での盗難について

東京藝術大学では、学生・教職員が安心して教育・研究に専心できるよう、入構者の確認、建物・練習室・アトリエ等の施錠、ロッカーの貸与等を通じて、盗難等の犯罪予防に努めています。しかし、残念ながら、実際には、学内でも盗難事件は発生しており、大学から学生に貸し出した数十万円の機材の盗難事例もありました。

盗難の多くは、財布の入った鞆や楽器・機材を練習室やアトリエに置いて、その場を離れたときに被害に遭っています。また、季節的には、春・秋の新しく授業が始まる賑やかな時期での発生が少な

くありません。普段は顔見知りの学生・教職員だけが出入りする場所でも、実際には様々な人々の出入りの可能性があり、街中と同じように注意が必要です。

学生・教職員は、以下の点に特に気をつけて、盗難予防を心がけてください。

- 財布等の貴重品は絶対に自分の身から離さないこと。
- 練習室・アトリエ・食堂などで、場所をとるためなどに私物を置く際も、置き引きに注意すること。
- 高価な楽器や用具、大学の貸与物品は、鍵のある部屋・自分のロッカー・楽器用の一時ロッカーに入れる等の対策をとること。

◇万一、盗難等の被害にあったときは、泣き寝入りせず、すぐに周りの友人、事務室、教員室、守衛所等に伝えるようにしてください。盗難については、警察への届出など必要な措置をとるようにしてください。これらの手続きは、個人での保険請求の必要資料になることがありますし、大学での再発防止対策の参考にもなります。

6. その他の注意事項

(1) 遺失物について

学内において金品を遺失したり、拾得した場合は、直ちに学生課又は学部教務係等に届出てください。

(2) 学生への連絡方法について

種々の連絡は、原則としてすべて掲示により行うので、登下校の際には必ず掲示板をみるよう習慣にしてください。

○大学からの一斉メールについて

気象警報発令に伴う授業の休講連絡や、留学等奨学金の募集の告知等重要な学務に関する連絡、その他緊急連絡事項などは、入学時に大学から与える学生用メールアドレス（G-mail、入学時に大学から付与するアカウント）に対し送信します。メールチェックは欠かさずに、必ず内容を確認してください。

なお、自身の携帯電話、スマートフォンにも転送設定できます。

【転送設定の方法】

・芸術情報センターHP で設定手続きができます。

<http://amc.geidai.ac.jp/system/usingmail/auto>

「情報システム」→「メールの活用」→メールを転送する（簡単設定）

(3) 大学構内への車両乗り入れについて

大学構内への車両乗り入れについては、原則として全面禁止です。